

## 第2節 高齢期の暮らしの動向

### 1 就業・所得

#### (1) 経済的な意味で日々の暮らしに困ることがないと感じる60歳以上の者は63.6%

内閣府が60歳以上の者を対象に行った調査では、経済的な意味で日々の暮らしについて「困っていない」（「困っていない」と「あまり困っていない」の計）と感じている人の割合は全体で63.6%となっている。また、年齢階級別に見ると、70～74歳を除き、「困っていない」と回答した割合が6割を超えており、特に80歳以上では67.4%となっている（図1-2-1-1）。

#### (2) 高齢者世帯の所得は、その他の世帯平均と比べて低い

高齢者世帯（65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯）の平均所得金額（平成30年の1年間の所得）は312.6万円で、全世帯から高齢者世帯

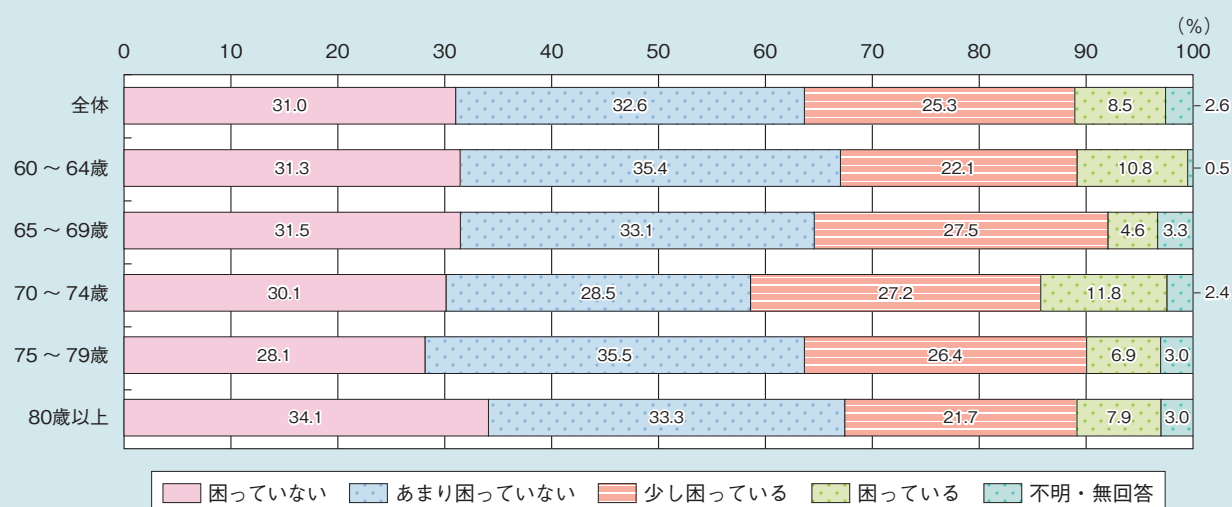
と母子世帯を除いたその他の世帯（664.5万円）の約5割となっている。

なお、平均所得金額で見るとその他の世帯と高齢者世帯の差は大きいですが、世帯人員数が少ない方が生活コストが割高になるといった影響を調整し、世帯人員の平方根で割った平均等価可処分所得<sup>2</sup>金額で見ると、高齢者世帯は218.5万円となっており、その他の世帯（313.4万円）の約7割となっている（表1-2-1-2）。

（注2）平均等価可処分所得とは、世帯人員数の違いを調整するため、世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割った所得。生活水準を考えた場合、世帯人員数が少ない方が、生活コストが割高になることを考慮したもの。

なお、世帯の可処分所得とは、世帯収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入である。

図1-2-1-1 60歳以上の者の暮らし向き



資料：内閣府「高齢者の生活と意識に関する国際比較調査」（令和2年度）

（注1）調査対象は、全国の60歳以上の男女。

（注2）四捨五入の関係で、足し合わせても100%にならない場合がある。

また、高齢者世帯の所得階層別分布を見てみると、150～200万円未満が最も多くなっている（図1-2-1-3）。

さらに、公的年金・恩給を受給している高齢者世帯について、公的年金・恩給の総所得に占める割合別世帯数の構成割合を見ると、公的年金・恩給が家計収入の全てとなっている世帯が約半数となっている（図1-2-1-4）。

### (3) 年齢階級別の所得再分配後の所得格差

世帯員の年齢階級別の等価再分配所得のジニ係数<sup>3</sup>（不平等度を測る指標）を見ると、平成29年における60～64歳、65～69歳、70～74歳及び75歳以上の層のジニ係数は、平成23年と比べてやや低下した。ジニ係数の値は、60～64歳で0.33、65～69歳で0.32、70～74歳で0.30、75歳以上では0.35である（図1-2-1-5）。

（注3）ジニ係数とは、分布の集中度あるいは不平等度を示す係数で、0に近づくほど平等で、1に近づくほど不平等となる。

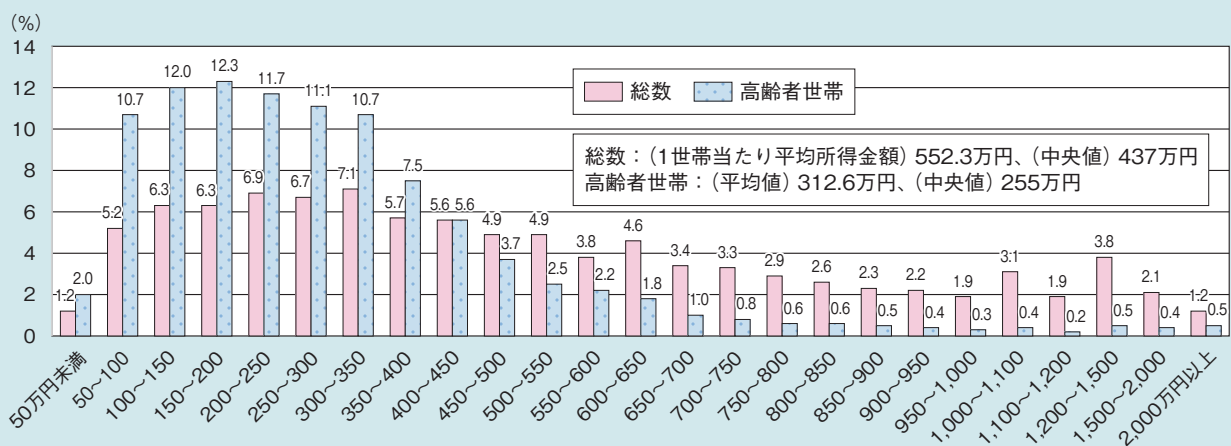
表1-2-1-2 高齢者世帯の所得

区分	平均所得金額 (平均世帯人員)	平均等価可処分 所得金額
高齢者世帯	312.6万円 (1.56)	218.5万円
その他の世帯	664.5万円 (2.90)	313.4万円
全世帯	552.3万円 (2.48)	290.0万円

資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」(令和元年)(同調査における平成30(2018)年1年間の所得)

- (注1) 高齢者世帯とは、65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯をいう。  
 (注2) 等価可処分所得とは、世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整したものをいう。  
 (注3) その他の世帯とは、全世帯から高齢者世帯と母子世帯を除いた世帯をいう。

図1-2-1-3 高齢者世帯の所得階層別分布

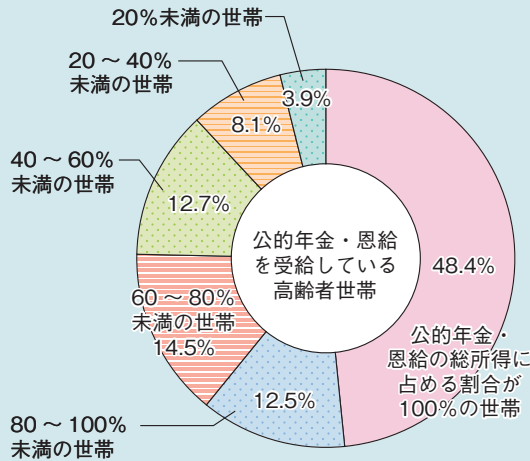


資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」(令和元年)

- (注) 高齢者世帯とは、65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯をいう。

図1-2-1-4

公的年金・恩給を受給している高齢者世帯における公的年金・恩給の総所得に占める割合別世帯数の構成割合



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」（令和元年）  
（同調査における平成30（2018）年1年間の所得）  
（注）四捨五入の関係で、足し合わせても100%にならない場合がある。

#### (4) 世帯主が60歳以上の世帯の貯蓄現在高の中央値は全世帯の1.5倍

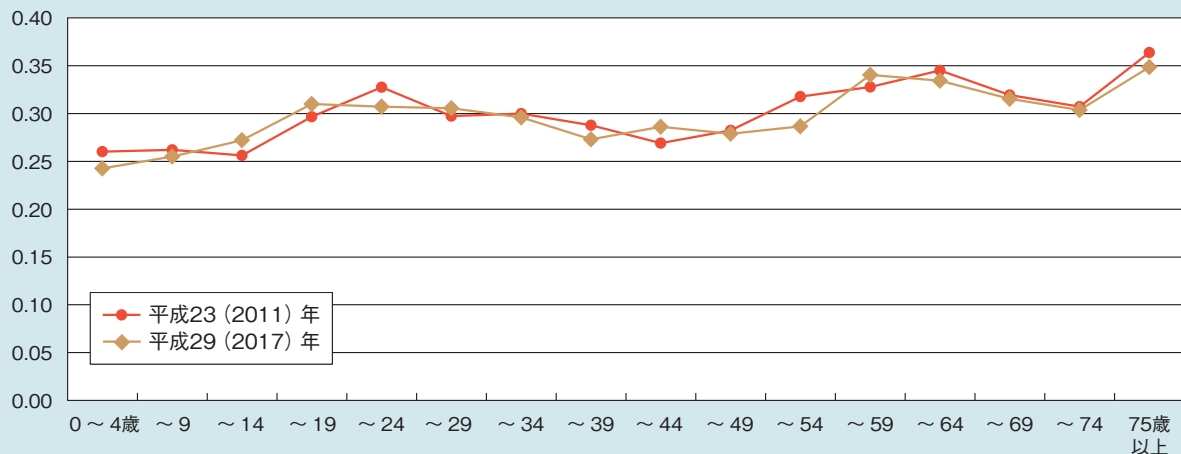
資産を二人以上の世帯について見ると、世帯主の年齢階級別の家計の貯蓄・負債の全般的状況は、世帯主の年齢階級が高くなるにつれて、1世帯当たりの純貯蓄はおおむね増加し、世帯主が60～69歳の世帯及び70歳以上の世帯では、他の年齢階級に比べて大きな純貯蓄を有していることが分かる。年齢階級が高くなるほど、貯蓄額と持家率がおおむね増加する一方、世帯主が30～39歳の世帯をピークに負債額は減少していく（図1-2-1-6）。

また、貯蓄現在高について、世帯主の年齢が60歳以上の世帯と全世帯（いずれも二人以上の世帯）の中央値を比較すると、前者は1,506万円と、後者の1,033万円の約1.5倍となっている。貯蓄現在高階級別の世帯分布を見ると、世帯主の年齢が60歳以上の世帯（二人以上の世帯）では、4,000万円以上の貯蓄を有する世帯が17.3%であり、全世帯（11.4%）と比べて高い水準となっている（図1-2-1-7）。

さらに、金融資産の分布状況を世帯主の世代

図1-2-1-5

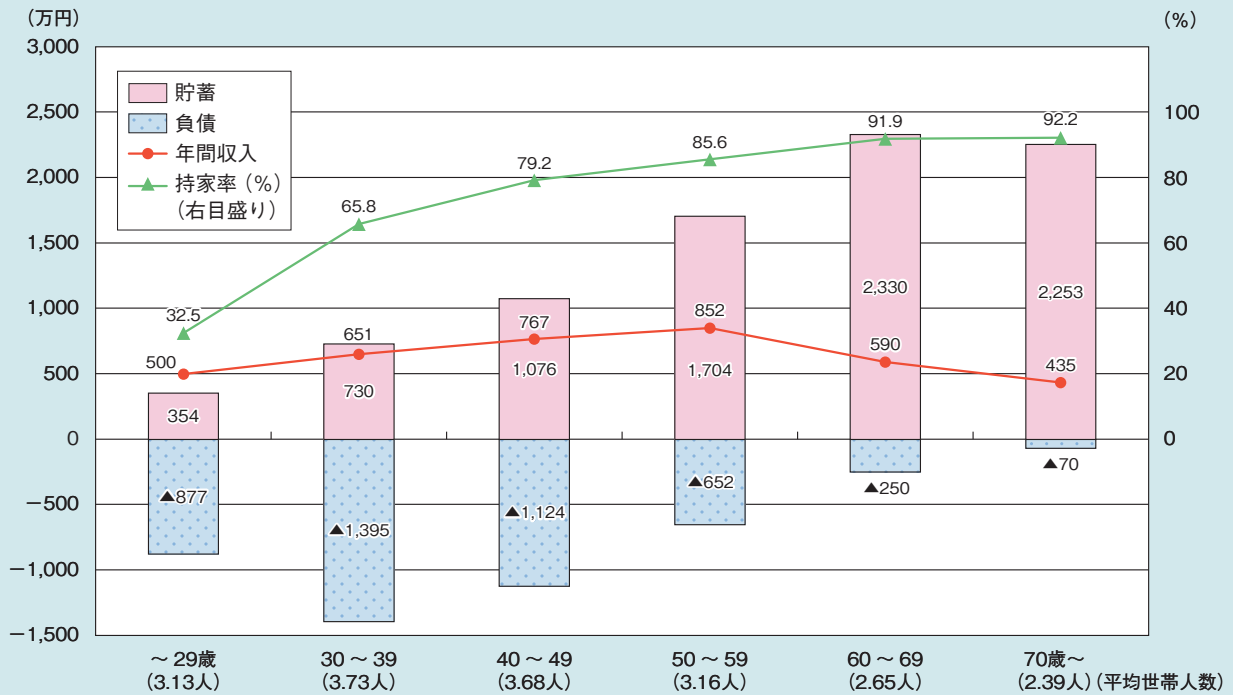
年齢階級別ジニ係数（等価再分配所得）



資料：厚生労働省「所得再分配調査」  
（注）「等価所得」とは、世帯の所得を世帯人員の平方根で除したものの。「再分配所得」とは、当初所得から税金、社会保険料を控除し、社会保障給付（現金、現物）を加えたもの。

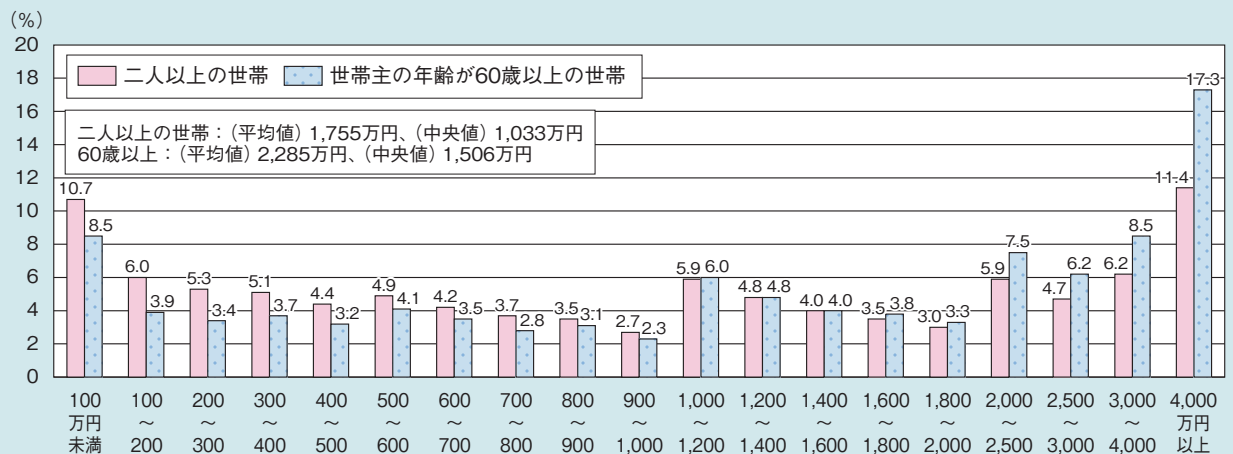
別に見ると、平成元年では60歳以上が31.9%であったが、平成26年では64.5%と30ポイント以上上昇している（図1-2-1-8）。

図1-2-1-6 世帯主の年齢階級別1世帯当たりの貯蓄・負債現在高、年間収入、持家率



資料：総務省「家計調査（二人以上の世帯）」（令和元年）

図1-2-1-7 貯蓄現在高階級別世帯分布



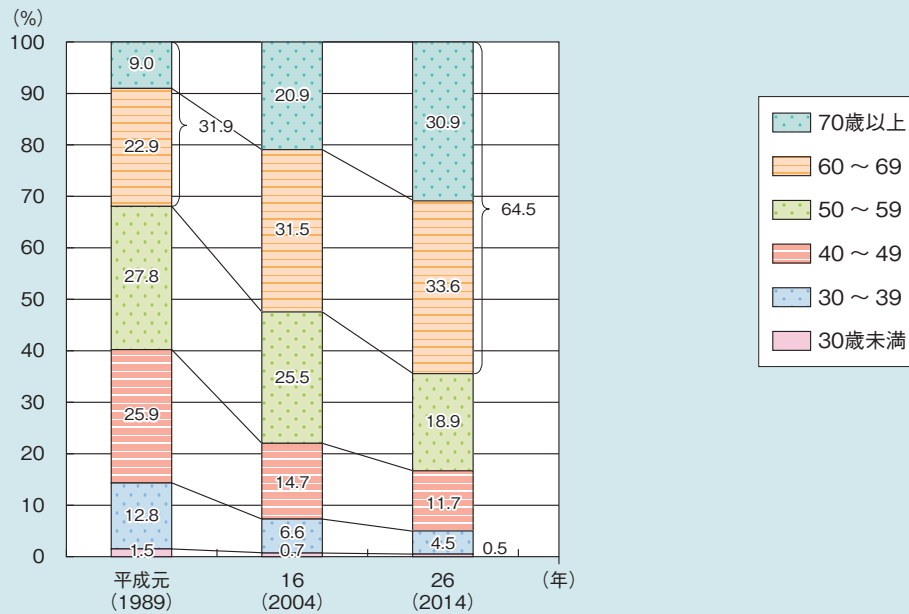
資料：総務省「家計調査（二人以上の世帯）」（令和元年）

(注1) 単身世帯は対象外

(注2) ゆうちょ銀行、郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構、銀行及びその他の金融機関（普通銀行等）への預貯金、生命保険及び積立型損害保険の掛金（加入してからの掛金の払込総額）並びに株式、債券、投資信託、金銭信託などの有価証券（株式及び投資信託については調査時点の時価、債券及び貸付信託・金銭信託については額面）といった金融機関への貯蓄と、社内預金、勤め先の共済組合などの金融機関外への貯蓄の合計

(注3) 中央値とは、貯蓄現在高が「0」の世帯を除いた世帯を貯蓄現在高の低い方から順番に並べたときに、ちょうど中央に位置する世帯の貯蓄現在高をいう。

図1-2-1-8 世代別金融資産分布状況



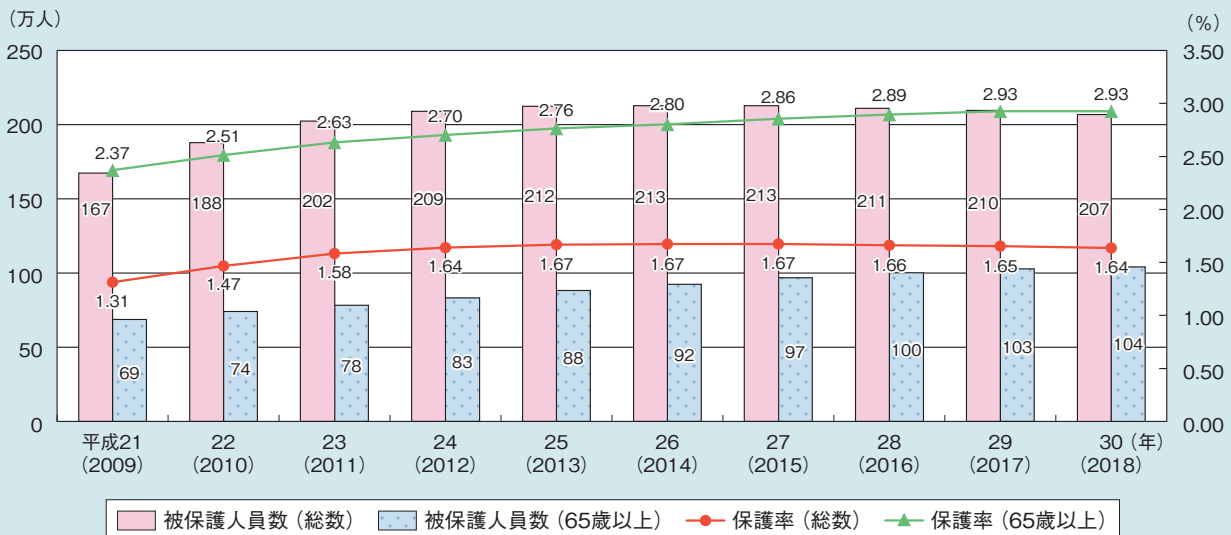
資料：総務省「全国消費実態調査」（二人以上の世帯）より内閣府作成。  
 (注1) このグラフでいう金融資産とは、貯蓄現在高のことを指す。  
 (注2) 四捨五入の関係で、足し合わせても100%にならない場合がある。

(5) 65歳以上の生活保護受給者（被保護人員）は増加傾向

生活保護受給者の推移を見ると、平成30年における被保護人員数の総数は前年から減少する一方で、65歳以上の生活保護受給者は104万

人で、前年（103万人）より増加している。また、65歳以上人口に占める生活保護受給者の割合は2.93%で、前年（2.93%）と比べて変化はない（図1-2-1-9）。

図1-2-1-9 被保護人員の変移



資料：総務省「人口推計」「国勢調査」、厚生労働省「被保護者調査 年次調査」より内閣府作成

(6) 労働力人口に占める65歳以上の者の比率は上昇

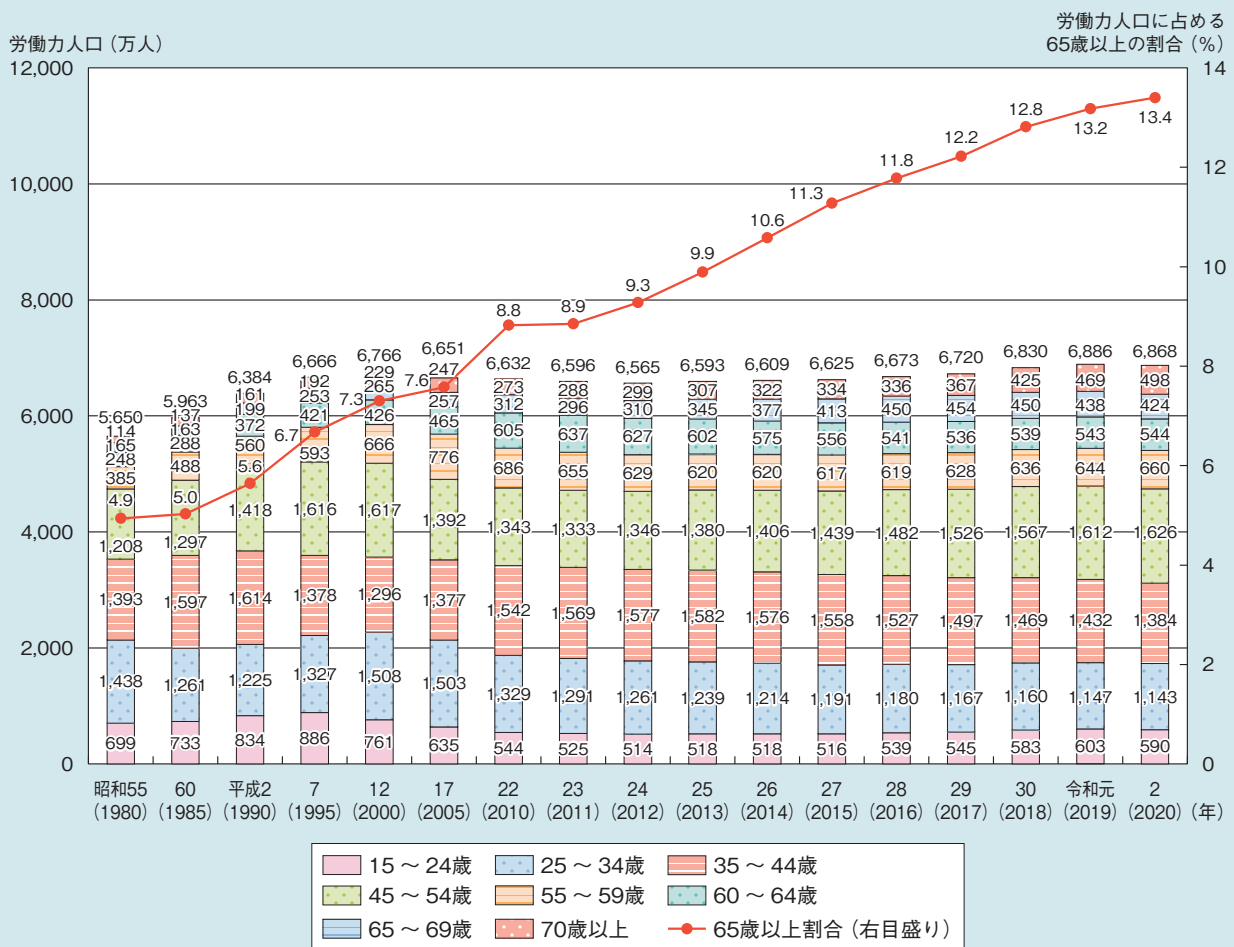
令和2年の労働力人口は、6,868万人であった。労働力人口のうち65～69歳の者は424万人、70歳以上の者は498万人であり、労働力人口総数に占める65歳以上の者の割合は13.4%と上昇し続けている（図1-2-1-10）。

また、令和2年の労働力人口比率（人口に占める労働力人口の割合）を見ると、65～69歳では51.0%、70～74歳では33.1%となっており、いずれも平成17年以降、上昇傾向である。75歳

以上は10.5%となり、平成27年以降上昇傾向となっている（図1-2-1-11）。

雇用情勢を見ると、60～64歳の完全失業率は平成23年以降低下し続けていたが、令和2年は、新型コロナウイルス感染症の影響により、経済情勢の急速な悪化を受けて、60～64歳の完全失業率は2.9%、65歳以上は1.7%と上昇した（図1-2-1-12）。

図1-2-1-10 労働力人口の推移

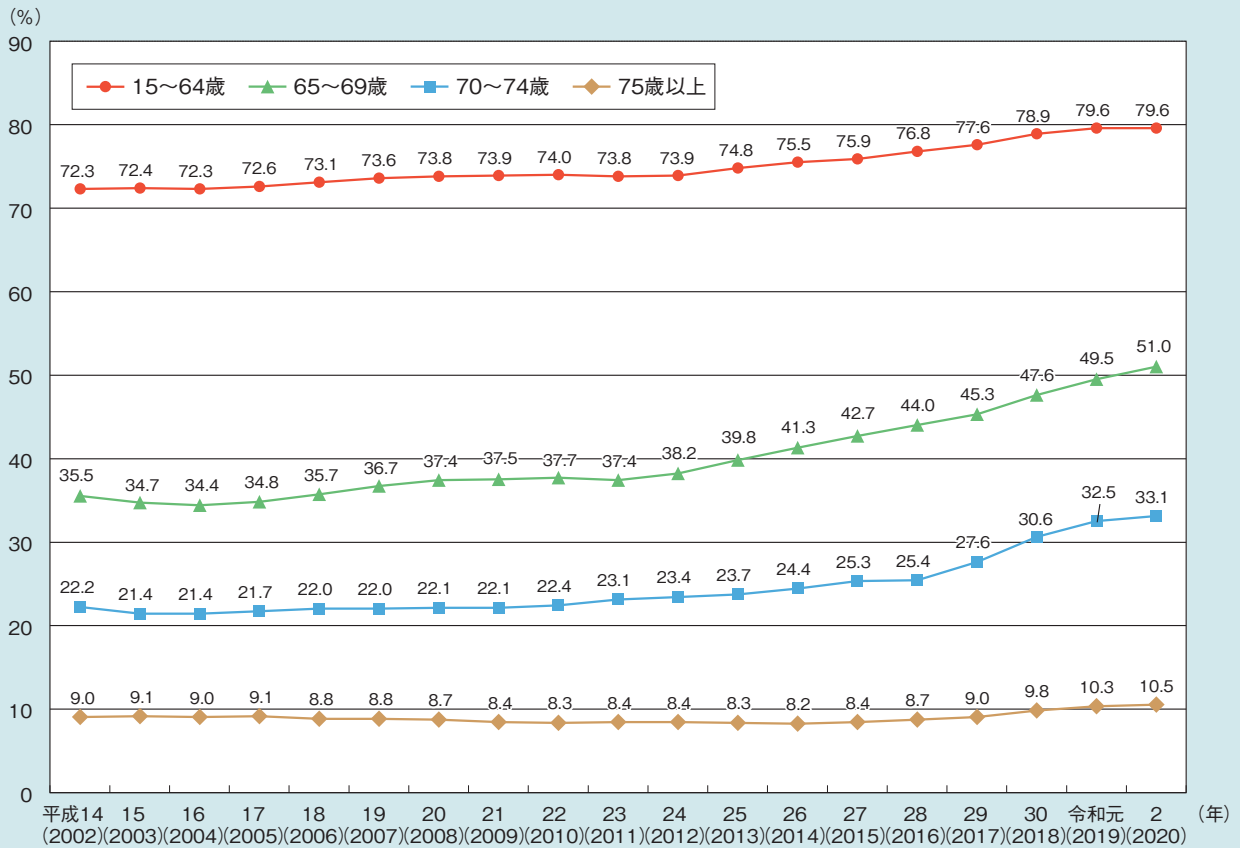


資料：総務省「労働力調査」

(注1)「労働力人口」とは、15歳以上人口のうち、就業者と完全失業者を合わせたものをいう。

(注2)平成23年は岩手県、宮城県及び福島県において調査実施が一時困難となったため、補完的に推計した値を用いている

図1-2-1-11 労働力人口比率の推移



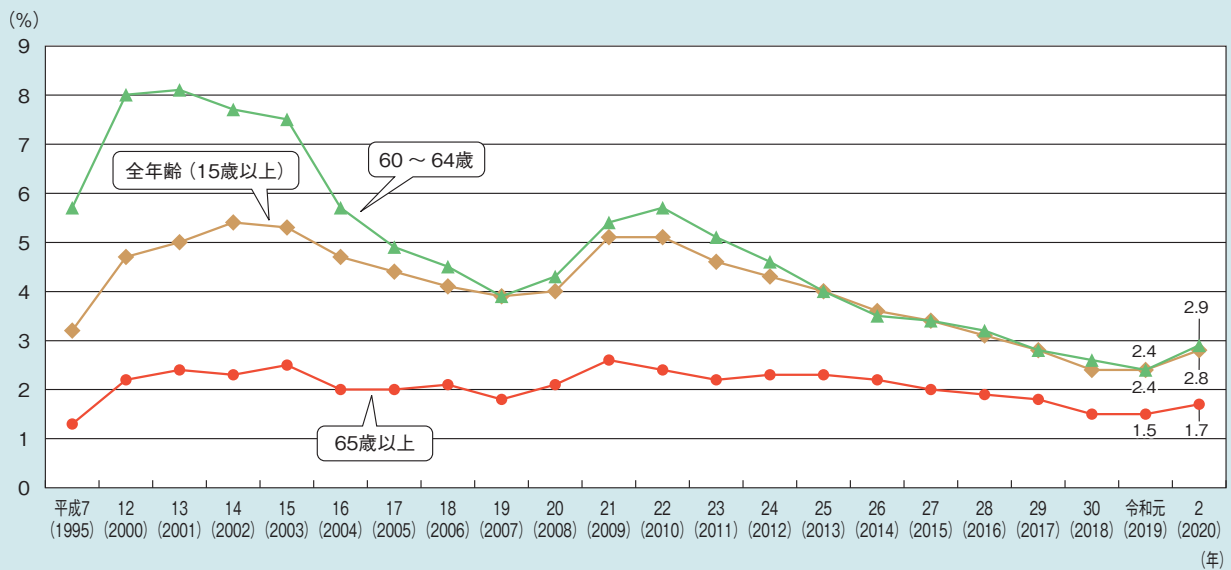
資料：総務省「労働力調査」

(注1)「労働力人口」とは、15歳以上人口のうち、就業者と完全失業者を合わせたものをいう。

「労働力人口比率」とは、15歳以上人口に占める「労働力人口」の割合。

(注2)平成23年は、岩手県、宮城県及び福島県において調査実施が一時困難となったため、15~64歳及び65~69歳については補完的に推計した値を、70~74歳及び75歳以上については、3県を除いた値を用いている。

図1-2-1-12 完全失業率の推移



資料：総務省「労働力調査」

(注1)年平均の値。

(注2)平成23年は岩手県、宮城県及び福島県において調査実施が一時困難となったため、補完的に推計した値を用いている。



(7) 就業状況

ア 年齢階級別の就業率の推移

年齢階級別に就業率の推移を見てみると、60～64歳、65～69歳、70～74歳では、10年前の平成22年の就業率と比較して、令和2年の就業率はそれぞれ13.9ポイント、13.2ポイント、10.5ポイント伸びている（図1-2-1-13）。

イ 男性は60代後半でも全体の半数以上が働いている

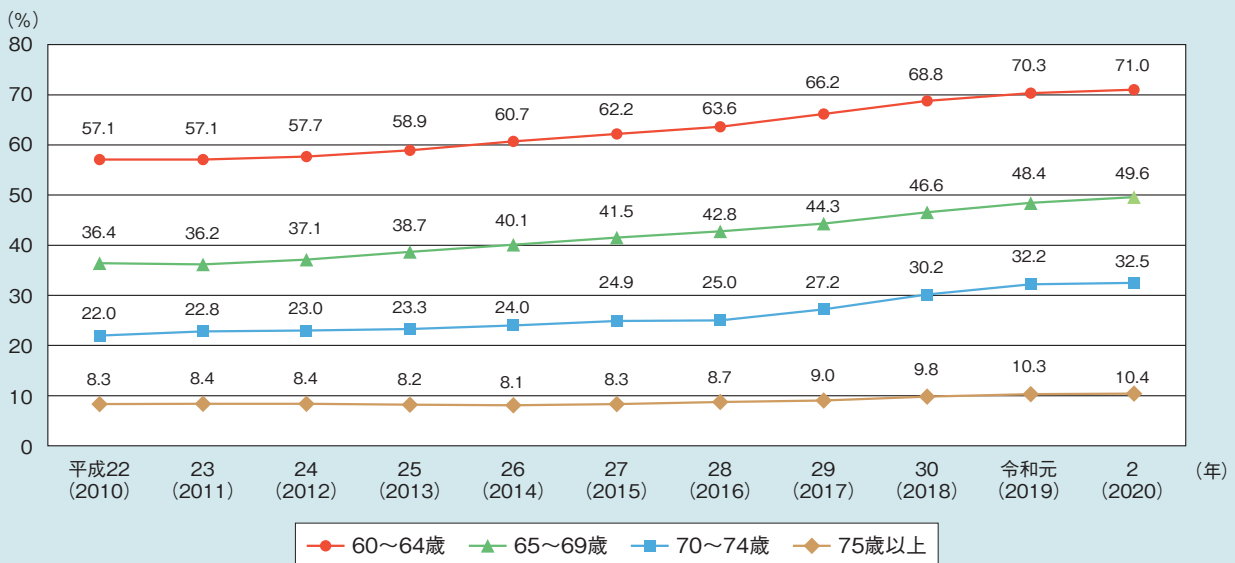
男女別、年齢階級別に就業状況を見ると、男性の場合、就業者の割合は、55～59歳で91.3%、60～64歳で82.6%、65～69歳で60.0%となっており、60歳を過ぎても、多くの人が就業している。また、女性の就業者の割合は、55～59歳で72.8%、60～64歳で59.7%、65～69歳で39.9%となっている。さらに、70～74歳の

男性の就業者の割合は41.3%、女性の就業者の割合は24.7%となっている（図1-2-1-14）。

ウ 60歳を境に非正規の職員・従業員比率は上昇

役員を除く雇用者のうち非正規の職員・従業員の比率を男女別に見ると、男性の場合、非正規の職員・従業員の比率は55～59歳で10.6%であるが、60～64歳で46.7%、65～69歳で69.9%と、60歳を境に大幅に上昇している。一方、女性の場合、同比率は55～59歳で60.2%、60～64歳で74.9%、65～69歳で84.1%となっており、男性と比較して上昇幅は小さいものの、やはり60歳を境に非正規の職員・従業員比率は上昇している（図1-2-1-15）。

図1-2-1-13 年齢階級別就業率の推移



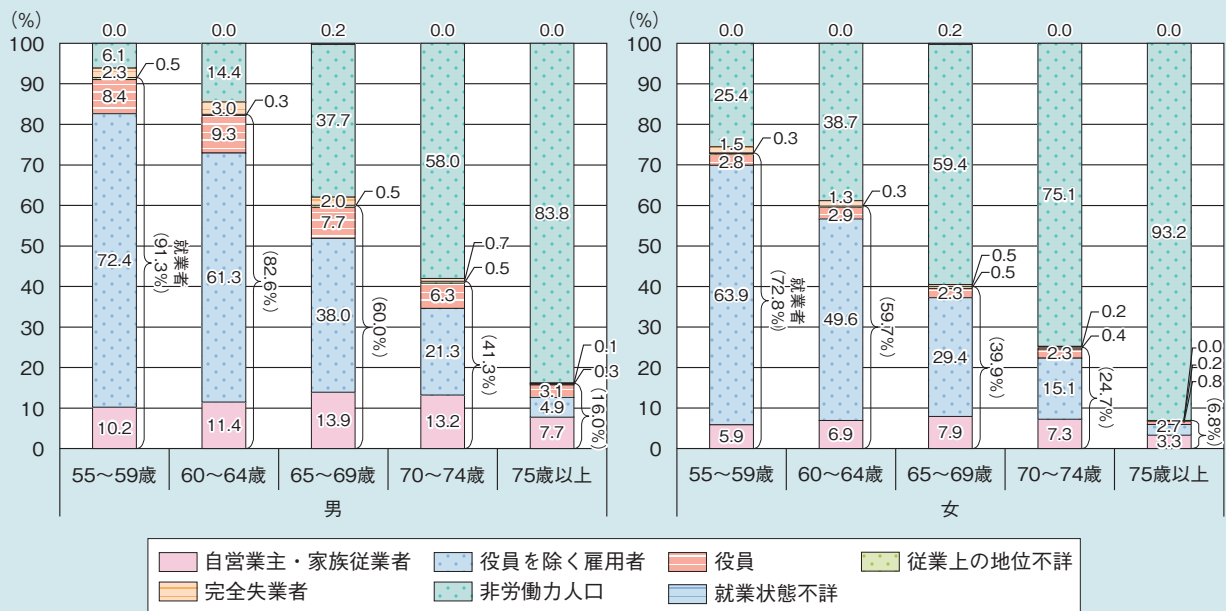
資料：総務省「労働力調査」

(注1)「就業率」とは、15歳以上人口に占める就業者の割合をいう。

(注2)平成23年は岩手県、宮城県及び福島県において調査実施が一時困難となったため、補完的に推計した値を用いている。

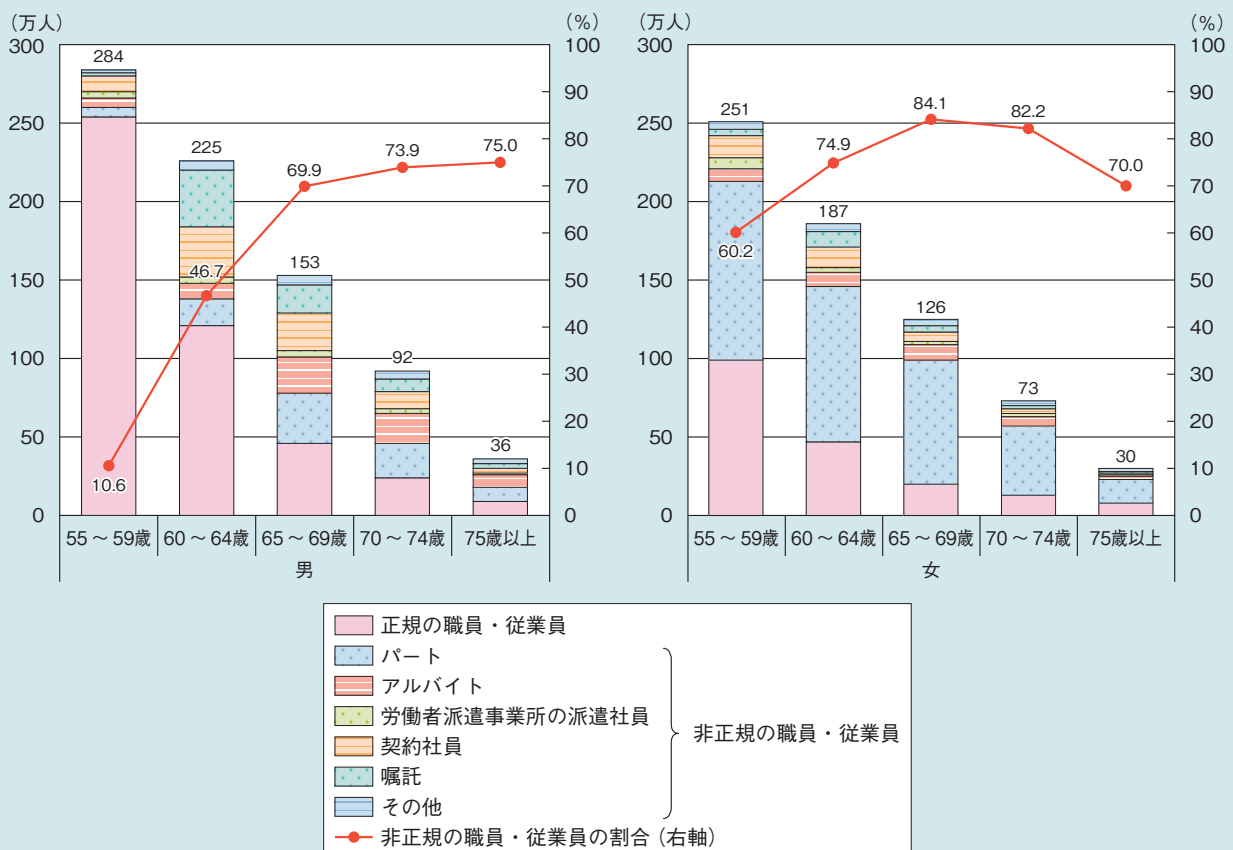


図1-2-1-14 55歳以上の者の就業状態



資料：総務省「労働力調査」(令和2年)  
 (注) 四捨五入の関係で、足し合わせても100%にならない場合がある。

図1-2-1-15 性年齢別雇用形態別雇用者数及び非正規雇用者率（役員を除く）



資料：総務省「労働力調査」(令和2年)

エ 「働けるうちはいつまでも」働きたい60歳以上の者が約4割

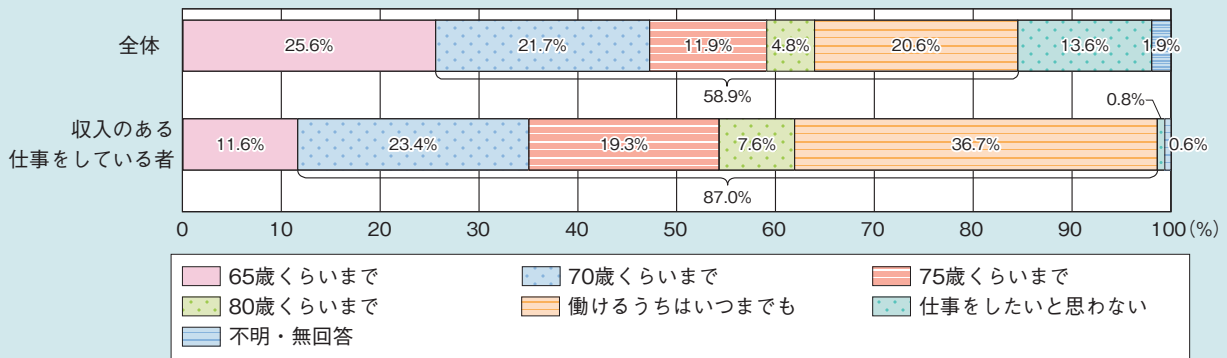
現在収入のある仕事をしている60歳以上の者の約4割が「働けるうちはいつまでも」働きたいと回答している。70歳くらいまでもしくはそれ以上との回答と合計すれば、約9割が高齢期にも高い就業意欲を持っている様子が見える（図1-2-1-16）。

オ 希望者全員が65歳以上まで働ける企業は8割以上

従業員31人以上の企業約16万社のうち、高齢者雇用確保措置<sup>4</sup>を実施済みの企業の割合は99.9%（164,033社）となっている。また、希望者全員が65歳以上まで働ける企業の割合は80.4%（132,014社）となっている（図1-2-1-17）。

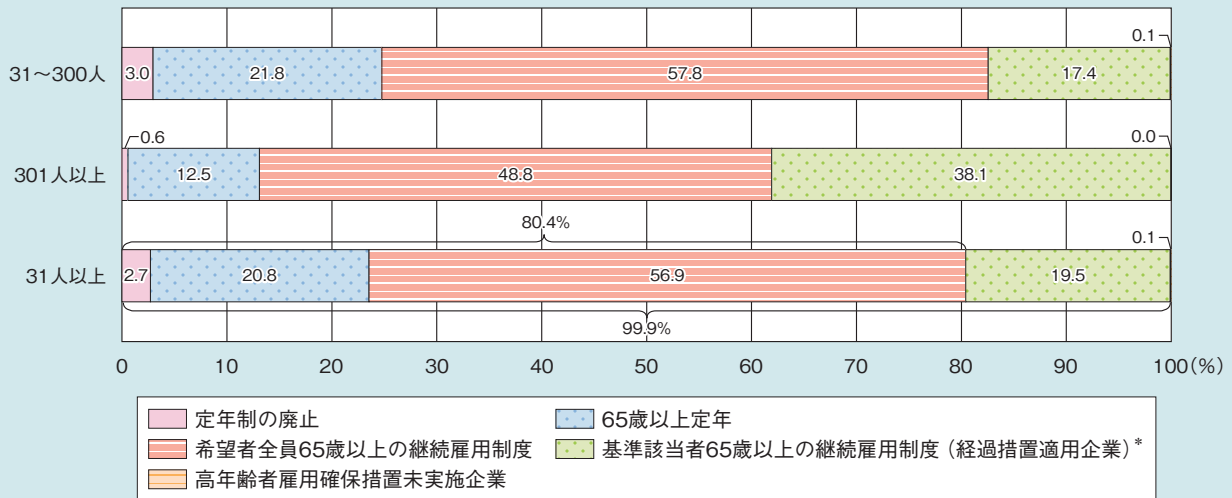
（注4）「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」では65歳までの安定した雇用を確保するため、企業に「定年制の廃止」、「定年の引き上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置を講じるよう義務付けている。

図1-2-1-16 あなたは、何歳ごろまで収入を伴う仕事をしたいですか



資料：内閣府「高齢者の経済生活に関する調査」（令和元年度）  
 （注1）調査対象は、全国の60歳以上の男女。  
 （注2）四捨五入の関係で、足し合わせても100%にならない場合がある。

図1-2-1-17 雇用確保措置の実施状況の内訳（企業規模別）



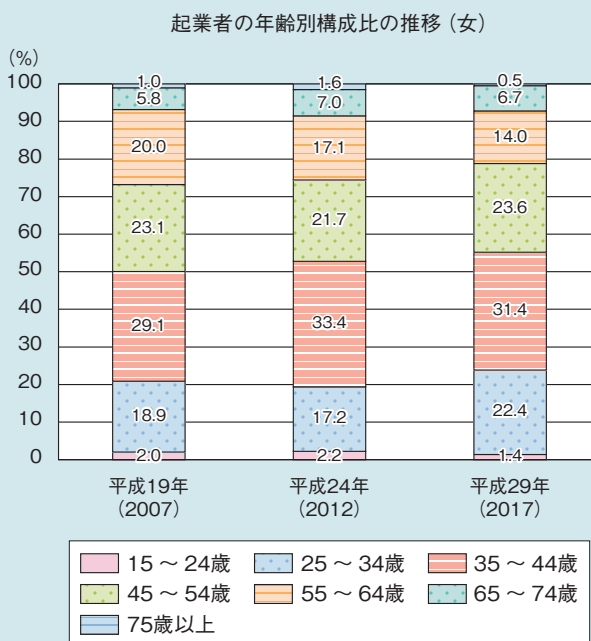
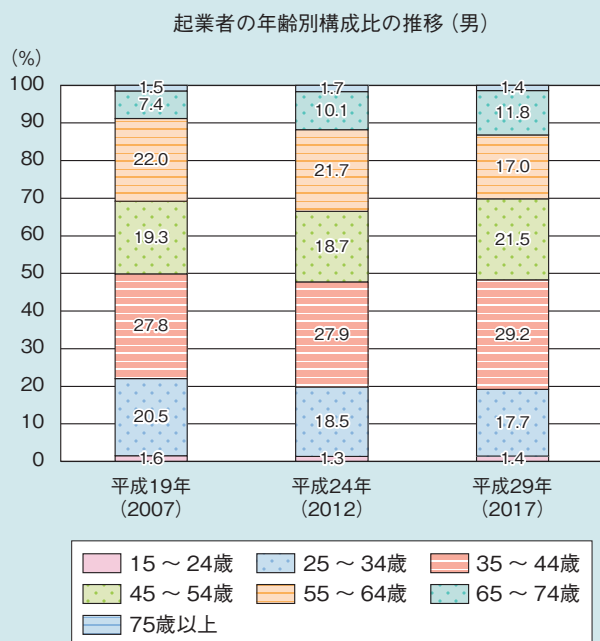
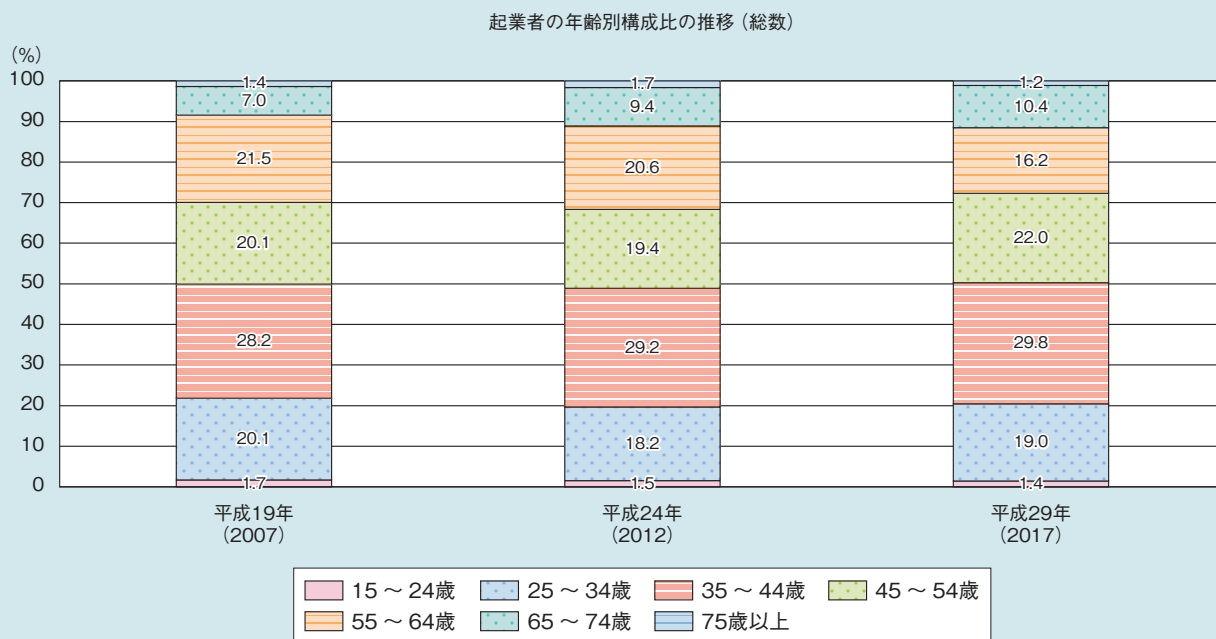
資料：厚生労働省「令和2年『高齢者の雇用状況』集計結果」（令和2年）より内閣府作成  
 （注）継続雇用制度とは、現に雇用している高齢者が希望するときは、当該高齢者をその定年後も引き続いて雇用する制度をいう。なお、平成24年度の法改正により、平成25年度以降、制度の適用者は原則として「希望者全員」となった。ただし、平成24年度までに労使協定により継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めていた場合は、その基準を適用できる年齢を令和7年度までに段階的に引き上げているところ（経過措置）。また、四捨五入しているため、合計値が100.0%とならない場合がある。

## カ 65歳以上の起業者の割合は上昇

継続就業期間5年未満の起業者の年齢別構成の推移を見ると、65歳以上の起業者の割合は平成19年に8.4%であったが、平成29年は11.6%に上昇した。また、男女別に65歳以上の起業

者の割合を見ると、男性は平成19年8.9%、平成24年11.8%、平成29年13.2%と上昇しているが、女性は平成19年6.8%、平成24年8.6%、平成29年7.2%となっている（図1-2-1-18）。

図1-2-1-18 起業者の年齢別構成の推移



資料：総務省「就業構造基本調査」

(注1) 継続就業期間5年未満の合計。

(注2) 「起業者」とは、「自営業主」及び「会社などの役員」のうち、今の事業を自ら起こした者をいう。

(注3) 四捨五入の関係で、足し合わせても100%にならない場合がある。